

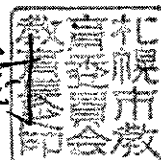
札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年11月18日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第9号

札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食運営委員会規則（平成26年教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。